

世田谷区教育の情報化推進計画
第1期行動計画
(平成26年度～平成29年度)

案

H26.2.13 現在

平成26年3月
世田谷区教育委員会

目 次

はじめに	2
1 教育における情報化を取り巻く状況と本計画の位置づけ	3
(1) 情報化の状況	3
(2) 国の動向	3
(3) 本計画の位置づけ及び計画期間	3
2 世田谷区の教育における情報化の取り組みと課題	4
(1) 平成19年度までの取り組み	4
(2) 世田谷区教育の情報化推進計画	4
(3) 今後取り組むべき課題等	4
3 本計画の目標及び基本方針	6
(1) 計画の目標(継続する4つの目標)	6
(2) 計画の基本方針(6つの方針)	6
4 実現の方策	8
(1) 児童・生徒の情報活用能力の育成	9
(2) 教科等指導における情報通信技術の活用	10
(3) 校務の情報化、校務の負担軽減	12
(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校	13
(5) 災害に強い学校づくり	13
(6) 運用管理体制の強化	14
5 推進体制	15
(1) 学校における推進体制	15
(2) 教育委員会事務局における企画・調整機能の拡充	15
(3) アウトソーシングの活用	15

はじめに

教育委員会では、「第2次世田谷区教育ビジョン」を策定し、この中において6つの施策の柱と10年間の重点事業、4年間のリーディング事業を示しています。

その施策の柱のひとつ、『「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進』の実現のための行動計画として「ICTを活用した授業の推進」を掲げています。また、4年間のリーディング事業として「教員が子どもとかかわる時間の拡充」の中に、人事・財務会計・文書システムの導入や給食費収納の公会計化、校務の改善などが掲げられています。

一方、国においても、平成23年4月に定められた新たな「教育の情報化ビジョン」の中で、子どもたちの情報活用能力の育成、教科指導における情報通信技術（ICT）の活用、校務の情報化の3つの側面で教育における情報化を推進するとしています。

上記のような状況を踏まえ、「世田谷区基本計画」や「第2次世田谷区教育ビジョン」、「世田谷区情報化推進計画（平成26年度～平成29年度）」など、関連する諸計画に示された区の将来像の実現に資するため、教育における情報化分野の行動計画として、「世田谷区教育の情報化推進計画 第1期行動計画（平成26年度～平成29年度）」を策定します。依然として厳しい財政状況ではありますが、これまで整備してきた基盤を活かし、計画的に取り組みを進め、より一層効果的・効率的に教育における情報化を推進し、学校教育の質の向上に努めていくこととします。

1 教育における情報化を取り巻く状況と本計画の位置づけ

(1) 情報化の状況

情報通信技術の進歩と通信基盤の整備等に伴い、インターネット利用者は年々増加し、利用者数は9,652万人、人口普及率は79.5%に達しています(総務省：平成24年通信利用動向調査)。光回線などの高速通信回線の普及がさらに進み、54.8%の世帯が光回線を利用するなど回線の高速化も進んでいます。また、スマートフォンやタブレット型情報端末の普及も急速に進んでおり、こうした情報基盤と技術の進歩を受けて、インターネットの活用方法も単なるホームページ閲覧やメールだけでなく、ツイッターやSNS等の交流サイトの利用や、商取引等へも広がっています。

一方で、子どもたちのインターネット利用は、携帯電話やスマートフォンの普及により、平成24年度末で69.0%(6歳から12歳のインターネット利用率)にのぼり、それに伴い、子どもたちがインターネット等に関係する犯罪やトラブル等に巻き込まれる事例も増加しており、有害サイトのフィルタリングや学校非公式サイトの監視等の対策と併せて、情報モラル教育の推進が重要となっています。

(2) 国の動向

文部科学省では、教育分野における情報化の取り組みに関して、過去に策定された国家戦略に掲げられた政府目標を十分達成するには至らず、また他の先進国に比べて進んでいるとはいえない状況にあるとし、「教育の情報化は21世紀の世界において生きていくための基礎となる力を持った子どもたちを育てる学びと学校の創造に取り組むことを可能とする。」との認識のもとに、平成22年4月に「学校教育の情報化に関する懇談会」を設置しました。

同懇談会が平成23年4月にとりまとめた『教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～』では、21世紀に生きる子どもたちに求められる力を展望しつつ、その力をはぐくむ教育を行うために、情報通信技術の特長を活かすことが重要であるとし、教育における情報化が果たす役割として、次の3つの側面を通して、教育の質の向上をめざすこととしています。

情報教育(子どもたちの情報活用能力の育成)

教科指導における情報通信技術の活用(情報通信技術を効果的に活用した、分かりやすく深まる授業の実現等)

校務の情報化(教職員が情報通信技術を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等)

(3) 本計画の位置づけ及び計画期間

本計画は「世田谷区基本計画」及び「第2次世田谷区教育ビジョン」の実現に向け、「世田谷区情報化推進計画」との連携を図りながら、教育における情報化を推進するものであり、「第2次世田谷区教育ビジョン 第1期行動計画」の分野別計画です。また、前記計画との整合を図るため、本計画は平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とします。

2 世田谷区の教育における情報化の取り組みと課題

(1) 平成19年度までの取り組み

平成12年度に「世田谷区情報教育推進計画」を策定し、平成14年度と平成18年度に改訂を行いました。平成18年度に策定した「世田谷区情報教育推進計画」では、以下の5つの基本方針、4つの重要な視点を定め、5つの重点事業を推進しました。

[基本方針]

- ・ 「情報教育」推進のための研究の実施
- ・ ITを活用した「わかる授業」の推進
- ・ 「教育の情報化」の推進のための研究の実施
- ・ IT利用環境の整備
- ・ 「教育の情報化」を推進するための教員研修の改善

[重要な視点]

- ・ 学習情報センター機能をもつ図書館を活用した情報教育を推進する
- ・ IT活用を情報機器に詳しい教員に限らず、授業力のある教員をリーダーとして進める
- ・ 学校全体でITを活用した授業を推進する
- ・ IT活用を簡単に、気軽に実践できる環境を整備する

[重点事業]

- ・ IT活用授業研究員(マイスター)の育成
- ・ IT活用授業研究校の指定
- ・ 教育の情報化推進モデル校の指定
- ・ 学校図書館活用授業研究校の指定
- ・ IT利用環境の整備

(2) 世田谷区教育の情報化推進計画

平成19年度に策定した「世田谷区教育の情報化推進計画(平成20年度～平成23年度)」は、「世田谷区教育ビジョン 第2期行動計画」における「教育の情報化の推進」、「電子政府世田谷推進計画」における「教育の情報化の更なる推進(重点事業)」、「世田谷区実施計画」における「教育の情報化の推進」を実現するための計画と位置づけられました。また、平成23年度には、「世田谷区基本計画」及び「世田谷区教育ビジョン」の実現に向け、「世田谷区情報化推進計画」との連携を図りながら、教育における情報化を推進するため、「世田谷区教育ビジョン 第3期行動計画」の分野別計画として「世田谷区教育の情報化推進計画(平成24年度～平成25年度)」を策定しました。

(3) 今後取り組むべき課題等

平成12年に「世田谷区情報教育推進計画」を策定して以来、これまで学校における計画的なICT利用環境の整備等を推進してきました。

こうした取り組みにより、授業活用のためのパソコン、大型提示装置等のICT機器の配備と合わせて、教育ネットワークシステムの整備を推進し、児童・生徒の情報活用能力の育成や、ICTマイスターの育成など教員のICT活用能力の向上などの取り組みを進めてきました。また、校務の情報化においては、常勤教員1人1台の校務用パソコン配置など校務ネットワークシステムを整備し、校務の負担軽減などに取り組んできました。引き続き、これまで整備してきた情報基盤を活かして、児童・生徒の情報活用能力の育成に取り組んでいく必要があります。

また、小・中学校の教員の誰でもがICT機器を活用した「よくわかる授業」を実践できるよう、デジタル教材等の研究や研修の充実などに努めていくとともに、普通教室へのLAN環境の整備をはじめ、タブレット型情報端末や無線LANの整備を進めていきます。さらに、校務における情報化の適用範囲等を拡大するなど、校務の効率化をより一層推進し、教員が子どもとかかわる時間の拡充を図ります。

3 本計画の目標及び基本方針

(1) 計画の目標（継続する4つの目標）

「世田谷区基本計画」及び「第2次世田谷区教育ビジョン」の実現を図るため、本計画の目標は、前計画の4つの目標を継続して推進していくこととします。

[4つの目標]

- ICTを活用した教育活動の充実と学力の向上
- ICTを活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上
- 地域とともに進める教育の情報化
- セキュリティの確立

(2) 計画の基本方針（6つの方針）

計画目標を実現するために、文部科学省が平成23年4月に公表した「教育の情報化ビジョン」で示した3つの方針に、世田谷区の地域特性等を踏まえた3つの方針を加えた、6つの基本方針のもとに具体的な取り組みを推進していくこととします。

文部科学省「教育の情報化ビジョン」に対応した3つの方針

ア 児童・生徒の情報活用能力の育成

国のビジョンでは、子どもたちの情報活用能力の育成を図るためには、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの観点が重要で、またこれらを相互に関連付け、バランス良く身に付けさせる必要があるとし、児童・生徒が各教科等で情報通信技術を活用することによってまはぐくまれるとしています。

世田谷区においても、児童・生徒が授業等の様々な場面で、ICT機器を活用することを通じて、活用の実践力や、情報を理解する能力をはぐくめるよう、環境整備と教科等における指導等を進めます。あわせて、情報モラル教育を継続し、これからの情報社会に参画する態度を育成します。

イ 教科等指導における情報通信技術の活用

デジタル教科書・教材の研究・開発が進められており、指導者用・学習者用それぞれについて普及し始めています。これらは一斉学習における活用に加え、タブレット型情報端末などのICT機器の特性を踏まえ、個別学習や協働学習の場での活用にも工夫されています。

世田谷区においても、こうした国や事業者の動向等を踏まえ、デジタル教科書・教材の活用環境の整備の検討とともに、タブレット型情報端末の導入や教員のICT活用能力の一層の向上を図ります。

ウ 校務の情報化、校務の負担軽減

国のビジョンでは、校務の情報化の意義を「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することにより、きめ細かな指導を可能にするとともに、校務の負担軽減

を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである。」としています。

第2次教育ビジョンにおいても、「教員が子どもとかかわる時間の拡充」のためのひとつの方法として、校務事務の一層の効率化を掲げています。

現在、校務用パソコンの教員1人1台の配置とグループウェアや成績処理システム等の校務支援システムを導入していますが、今後も、校務における負担軽減を進めます。

社会状況と世田谷区の地域特性を踏まえた3つの方針

ア 地域との連携・地域の拠点としての学校

前計画では、学校を「地域の教育情報交流拠点」として位置づけ、ホームページの活用等による地域と学校との情報交流を促進しました。引き続き、「地域とともに子どもを育てる」という視点から、地域住民や保護者等との交流を一層促進するために学校ホームページの活用を促進します。

また近年、ツイッターやSNS等のインターネットを活用した情報交流を活性化する仕組みが注目され、利用者も増大しています。学校において、こうした仕組みを活用できるか否かを含め、調査・研究します。

イ 災害に強い学校づくり

東日本大震災の発災時に、学校は児童・生徒の安全確保や保護者との連絡、さらに帰宅困難者への対応等、様々な業務に追われることとなりました。特に保護者との連絡手段の確保は、双方にとり課題となったことから、緊急連絡メールシステムや学校ホームページの改善等により情報基盤の整備を推進します。

また、被災地においては、学校が長期間に渡って避難所になりました。首都の直下型地震等により東京が被災地となる場合に備え、ICTの分野においても学校が避難所となることを想定した環境整備についての検討を進めます。

ウ 運用管理体制の強化

校務用パソコンの教員1人1台化や授業用のICT機器等の整備により、学校におけるICT機器は飛躍的に増加しています。

引き続き、教育委員会事務局・学校内部におけるICTガバナンスの強化を進めます。

4 実現の方策

本計画の目標と基本方針		実現の方策
4つの目標	6つの方針	
I C Tを活用した教育活動の充実と学力の向上	児童・生徒の情報活用能力の育成	情報教育計画の作成
		情報モラル教育の充実 学校図書館の機能拡充及び安定運用
I C Tを活用した信頼される学校づくりと教育の質の向上	教科等指導における情報通信技術の活用	教員のI C T活用能力の育成 普通教室におけるI C T教育環境の整備
		I C Tを活用した授業推進校（学び舎）の設置 デジタル教材を活用した授業改善 特別支援教育の充実
地域とともに進める教育の情報化	校務の情報化、校務の負担軽減	学校における校務の情報化の推進
		教育委員会事務局の事務改善の検討 安定した校務ネットワークシステム運営に向けた機器更新
地域とともに進める教育の情報化	地域との連携・地域の拠点としての学校	学校関係者評価等の推進
セキュリティの確立	災害に強い学校づくり	緊急連絡メールの安定運用 災害時における学校I C T環境の活用
		情報化推進リーダーの役割の明確化 情報セキュリティの推進
	運用管理体制の強化	

(1) 児童・生徒の情報活用能力の育成

情報教育計画の作成

国の情報化ビジョンの中では、児童・生徒の情報活用能力の育成にあたり、文部科学省作成の「教育の情報化に関する手引き」に示された、各学校段階において期待される情報活用能力やこれを身に付けさせるための指導事例等について学校現場へ周知する重要性に触れています。

区においても、平成24・25年度の教育ビジョン推進研究開発校が作成した「情報教育計画(たたき台)」をもとに、各校が情報教育に関する計画を作成し、児童・生徒がICT技術を習得し活用する到達目標と取り組み手法などを明らかにしながら推進します。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
情報教育計画の作成	教育ビジョン推進研究開発校作成のたたき台をもとに情報教育計画案の検討	各校での情報教育計画の作成		
	情報教育計画に基づく実施			

情報モラル教育の充実

ICT技術の進歩と、児童・生徒のICT利用が拡大する中で、情報社会に参画する態度の育成は重要な課題です。

区では、従来から情報モラル教育に取り組むとともに、「世田谷区学校非公式サイト等対策検討委員会」による検討や学校非公式サイトの監視など、学校非公式サイトの実態の把握と対策に取り組んできました。今後も、情報モラル教育の充実と学校非公式サイト等の監視を継続します。

学校図書館の機能拡充及び安定運用

児童・生徒の情報活用能力を育成するために、調べ学習等を活用して、情報活用の実践力や情報の科学的な理解力を育成するため、学校図書館の蔵書管理を電算化することにより、学書名や著者名に限らず、教科書単元等のキーワードで検索できるシステムを導入し学校図書館運営について改善を行いました。

今後は、インターネットによる情報検索を行う環境の整備や、貸出状況の統計資料の作成検討、区立図書館との連携強化を図ります。また、子ども読書活動推進計画と整合を図りながら進めてまいります。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学校図書館の機能拡充及び安定運用	蔵書管理、調べ学習等授業での検索機能の活用			
	区立図書館との連携強化の検討	区立図書館との連携強化		

(2) 教科等指導における情報通信技術の活用

教員のICT活用能力の育成

前計画の下、教員が「誰でも、いつでも」ICTを活用できるよう、教員のICT活用能力の育成に向けて各学校でICTの活用をリードするICTマイスターを1校1名以上選出し、研修授業に取り組んできました。引き続き、全校でのICTマイスターの育成に取り組むとともに、より先進的な取り組みを行う「ICT活用リーダー」を選出し、ICTをより効果的に活用する授業を研究します。

また、タブレット型情報端末の小・中学校への導入に伴い、タブレット型情報端末等に関する教員研修を実施します。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教員のICT活用能力の育成	全校1名以上のICTマイスターの選出			
	ICT活用リーダーの選出(小学校各校1名)	ICT活用リーダーの選出(中学校各校1名)	ICT活用リーダーの選出(全小中学校各1名)	
	先進的ICT活用事例の共有			
	タブレット型情報端末研修の実施(全校)			

普通教室におけるICT教育環境の整備

「いつでも、どこでも」ICTを活用した授業を行えるよう、ハード面において各種情報機器類の導入により、ICT環境の整備を進めてきました。

本計画では、3クラス1台程度の電子黒板の設置、児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末に向け、共用機器としてのタブレット型情報端末を増設します。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
普通教室におけるICT教育環境の整備	小学校の普通教室用共用電子黒板の整備(3クラス1台程度)	中学校の普通教室用共用電子黒板の整備(3クラス1台程度)		電子黒板、タブレット型情報端末を活用した授業の展開
タブレット型情報端末の整備	研究校5校に各41台を整備	全小学校に各41台を整備	全中学校に各41台を整備	

ICTを活用した授業推進校(学び舎)の設置

デジタル教科書・教材やICT機器を活用した授業の進め方について、学び舎の学校間で情報交換を行い、より効果的な活用方法を研究していきます。

平成25年度から試験的に導入しているタブレット型情報端末を活用したテレビ会議の手法を用いるなど、より効率的に情報交流を活性化するための手法等を検討・研究します。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
I C T を活用した授業推進校（学び舎）の設置	タブレット型情報端末を活用した学校間の情報交流手法の検討	タブレット型情報端末を活用した学校間の情報交流手法の研究	学校間の情報交流の整備・実施	学校間の情報交流の実施、手法の検証

デジタル教材を活用した授業改善

デジタル教科書・教材については、国の情報化ビジョンの中でも、その開発と普及を主要な課題と位置づけています。デジタルコンテンツは、編集が容易であり、かつ双方向性があり、一旦作成すると共有できる等の特色があります。また、こうした特色を上手く活用すると、教員が授業の準備等を一層効率的に行うことや児童・生徒の情報活用能力の育成にも資するものであるとしています。

今後、デジタル教科書、及び教員自作の教材等について、その特性や開発動向等を踏まえながら、著作権への配慮も含め、その活用策等を研究・検討していきます。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
デジタル教科書・教材を活用した授業の改善	デジタル教材の開発・活用の推進			デジタル教材の開発・活用の検証・検討 改訂版教科「日本語」のデジタル化
デジタルコンテンツ実践事例の共有化	実践事例の調査	実践事例の共有化に向けた検討	実践事例の共有化の試行	実践事例の共有化の試行・運用

特別支援教育の充実

特別支援教育では、I C T を効果的に活用することで、子どもたちの障害や特性に応じて各教科や自立活動等の指導の効果を高めることができます。

前計画により、特別支援学級の全学級へのパソコン及び周辺機器、大型提示装置の整備に取り組みました。

今後とも、特別支援学級の I C T 化を推進するとともに、障害の種別に応じた I C T 機器の効果的活用についてさらに検討を進め、随時、導入に取り組みます。

(3) 校務の情報化、校務の負担軽減

学校における校務の情報化の推進

前計画により、区立小・中学校全校の校務専用ネットワークを整備し、常勤教員1人1台、非常勤教員等向け各校2台の校務用のパソコン等を配備してきました。また、メールやスケジュール等のグループウェアや児童・生徒の名簿管理、成績処理等の校務支援システムを導入し、学校における事務（校務）の情報化を推進しました。

さらに、教員が担っている財務会計・文書・人事事務及び給食費の収納事務の軽減を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充させます。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校における校務の情報化の推進	財務会計、人事、文書システムの導入検討	財務会計システムの改修・導入 文書システムの導入・試行	財務会計、文書システムの運用	財務会計、人事、文書システムの運用
		人事システムの開発	人事システムの導入・試行	
	給食費収納公会計化の調査・検討	給食費収納公会計化の基盤整備	給食費収納公会計化の導入・試行	給食費収納公会計化の運用
	保健事務(電子)の効果的活用に向けた調査・検討	保健事務(電子)の効果的活用に向けた検討		保健事務(電子)の効果的活用

教育委員会事務局の事務改善の検討

学校が校務ネットワークシステムで児童・生徒の名簿や成績処理等を行うことにより、校務ネットワーク内に新たな情報が蓄積されます。この情報を教育委員会事務局各課で行っている学校対象事務の効率化のために活用することを検討し、適用を図ります。

安定した校務ネットワークシステム運営に向けた機器更新

引き続き、校務ネットワークシステムを安定的に運用するためには、機器の定期的な更新が不可欠です。そのため、計画的・効率的にシステム機器の更新を図ります。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
校務ネットワークシステムの安定運営に向けた機器更新	校務用パソコン等(平成 19 年度・20 年度導入機器)の機器更新	校務ネットワークシステム運用		校務ネットワークシステム・サーバ機器の更新検討・準備

(4) 地域との連携・地域の拠点としての学校

学校関係者評価等の推進

各学校の学校関係者評価の公表を、学校ホームページを活用し一層迅速化を図ります。

また、ツイッター及びSNS等を利用して、地域や学校関係者と学校が情報交流を活性化する手法を研究・検討します。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校関係者評価の推進	学校ホームページでの学校関係者評価の公表			
	地域や学校関係者と学校の情報交流手法の研究・検討	地域や学校関係者と学校の情報交流手法の検討・実施	地域や学校関係者と学校の情報交流の実施	

(5) 災害に強い学校づくり

緊急連絡メールの安定運用

区立小・中学校、区立幼稚園では緊急時の情報提供手段として緊急連絡メールシステムを運用しています。しかし、東日本大震災時では、携帯通信回線が長時間に渡って混雑状態になり、通信の遅延が発生しました。その一方で、インターネットの利用は可能であったことから、緊急メールで発信した情報をインターネット上でいつでも見られる仕組みを導入し、緊急時の連絡手段を多重化し、情報発信体制を強化しました。

稼働後、5年を目途に評価・検証を行い、今後とも、災害時を想定した安定運用を行っていきます。

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緊急連絡メールの安定運用	緊急連絡メールと連動したWEBページの運用			
			緊急連絡メールと連動したWEBページの評価・検証	

災害時における学校ICT環境の活用

学校は地域の中核的な施設であり、災害発生時には教室や体育館等を避難所として利用することが想定され、災害時に、安否確認をはじめとする情報受発信の手段として機能することが期待されています。

また、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)を活用した学校ホームページは、震災時においても重要な情報手段となり、災害時におけるICTの価値を実証する取り組みとなりました。

世田谷区の学校ホームページにおいても、外部データセンターを活用したCM

Sに移行していますが、今後とも、災害等の緊急事態を想定した安定運用を図ります。また、稼働後、5年を目途に評価・検証を行い、さらなる充実と安定運用を目指します。

(6) 運用管理体制の強化

情報化推進リーダーの役割の明確化

情報化推進リーダーを全校に各1名選任し、その役割を「学校における情報化計画の企画立案」、「情報資産等のセキュリティ管理」として、研修等を実施にノウハウの普及を図り、学校のICTガバナンスを向上させます。

情報セキュリティの推進

教育委員会では、平成22年度にセキュリティポリシーを策定しました。今後、情報セキュリティ監査や研修を通し、セキュリティポリシーの徹底を図るとともに、評価・検証・見直しを行い、情報セキュリティのPDCAサイクルを確立します。

事業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
情報セキュリティの推進	セキュリティ監査の実施と対策基準の評価・検証	セキュリティ監査の実施と対策基準の見直し	セキュリティ監査の実施と対策基準の評価・検証	セキュリティ監査の実施と対策基準の見直し
	セキュリティポリシー研修の実施			
	技術的対策の継続的な見直し・強化			

5 推進体制

本計画では、情報化の基盤となるＩＣＴ機器やネットワークの整備を推進してきたことを受け、その活用を促進することを主要な課題としています。そのためには、教育委員会事務局での企画・立案体制とともに、学校における各種施策の推進体制を整備していく必要があります。

(1) 学校における推進体制

学校における情報化の役割を、ア．情報化の企画立案と情報資産の管理等の役割（情報化推進リーダー）と、イ．授業等で積極的にＩＣＴを活用し、校内での推進役となる役割（ＩＣＴマイスター）に整理しています。

それぞれの役割と担当を明確にするとともに、それぞれの役割に応じた研修等を実施し、学校におけるＩＣＴガバナンスの向上を目指します。

(2) 教育委員会事務局における企画・調整機能の拡充

教育委員会事務局においては、「情報システムの利用」、「ＩＣＴ活用の企画」、「情報システムの整備・運用」というように、役割を明確にします。

特に新たにシステム利用を拡大する事業については、情報システムの利用所管課が学校のニーズの集約と情報システム運用所管との調整を行う等の役割を果たします。

(3) アウトソーシングの活用

学校においてＩＣＴ機器を有効に活用していくためには、使用方法や障害対応等に関してリアルタイムでのサポートが重要になってくるため、ヘルプデスクを設立し教員の支援に取り組んできたところです。今後の機器の増加や活用方法の多様化に伴い、民間の専門家の活用やサポート体制の強化を検討し確立します。

世田谷区教育の情報化推進計画
第1期行動計画
(平成26年度～平成29年度)

編集・発行 世田谷区教育委員会事務局教育総務課
発行日 平成26年3月

再生紙を使用しています